

## 鹿島市規則第10号

### 鹿島市職員の配偶者同行休業に関する条例施行規則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、鹿島市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成31年条例第11号。以下「条例」という。）第13条の規定により、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (承認の申請手続)

第2条 条例第5条第1項に規定する配偶者同行休業の承認の申請は、当該休業を始めようとする日の1月前までに配偶者同行休業承認申請書（様式第1号）により行うものとする。

2 条例第5条第2項に規定する書類は、事由を証明する書類その他任命権者が確認に必要と認めるものとする。

#### (期間延長の申請手続)

第3条 前条の規定は、条例第6条の規定による配偶者同行休業の期間の延長の申請について準用する。

#### (届出)

第4条 条例第9条の規定による届出は、配偶者同行休業状況変更届（様式第2号）により行うものとする。

2 第2条第2項の規定は、前項の届出について準用する。

#### (職場復帰)

第5条 配偶者同行休業の承認を受けた職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、職務に復帰するものとする。

- (1) 配偶者同行休業の期間が満了したとき。
- (2) 配偶者同行休業の承認が休職又は停職の処分を受けたこと以外の事由により効力を失ったとき。
- (3) 配偶者同行休業の承認が取り消されたとき（条例第8条第3号に規定する事由に該当したことにより承認が取り消されたときを除く。）。

#### (補則)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規則は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。